

国官参水第26号
令和8年5月14日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省大臣官房
参事官(上下水道技術)
(公印省略)

栄養塩類の能動的運転管理を実施する際に放流水が適合すべき水質等について(通知)

国土交通省では、生物多様性や豊かな海などの地域の新たなニーズ、人口減少社会への対応やカーボンニュートラルの実現などの社会情勢の変化等の多様な評価軸を踏まえ、下水道管理者が、持続的発展が可能な水環境の創出に貢献するため、流域関係者と連携して下水道施策を実行する、戦略的な水環境管理のあり方について検討を行い、令和7年12月に「戦略的な水環境管理のあり方検討会報告書」をとりまとめた。

この報告書では、海域において栄養塩類の供給に対するニーズが高い地域があることを踏まえ、海域に放流する終末処理場等において、栄養塩類の能動的運転管理^{*}をより柔軟に実施できるよう具体的な対応方針が示された。

加えて、環境大臣から中央環境審議会に対し「第10次水質総量削減の在り方について(諮問)」(令和6年10月23日付け諮問第622号)がなされたことを受けて、令和8年5月7日に中央環境審議会会長から環境大臣に答申された「第10次水質総量削減の在り方についてー総量削減から総量管理への転換ー」において、これまで削減のみを目標としてきた「総量削減制度」について、基本的な枠組は維持しつつも、環境悪化のおそれがなく地域のニーズがある場合には、栄養塩類管理計画の策定による栄養塩類管理を可能とするなどの「総量管理制度」に転換する方針が示されており、今後、環境省において同答申を踏まえた検討が進められる予定である。

これらのことを受けて、これまでも平成27年7月の下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)の改正及び平成27年1月の流域別下水道整備総合計画調査指針の改訂(平成27年1月6日付け国水下流第43号)により季節別処理水質の設定を可能とするなど、地域のニーズに応じた栄養塩類の能動的運転管理を推進してきたところであるが、今般、栄養塩類の能動的運転管理を実施する際に終末処理場からの放流水が適合すべき水質等について、下記のとおりとすることとしたので、適正に実施いただくようお願いする。

都道府県におかれては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知いただくようお願いする。

※終末処理場からの放流水の水質が、流域別下水道整備総合計画(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条の2第1項に規定する流域別下水道総合整備計画をいう。以下同じ。)で設定された計画処理水質(下水道法施行規則第1条の規定により別記様式第1に記載する整備計画

年度の最終年次における放流水の予定水質をいう。以下同じ。)の年間平均値に適合することを前提とした上で、年間のある一定期間又は通年で放流水に含まれる栄養塩類(窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物をいう。以下同じ。)を従来の運転よりも増加させる終末処理場の運転管理をいう。

記

1. 本通知の対象とする終末処理場

以下の①に該当する終末処理場、または、②かつ③の条件を満たす終末処理場

- ① 栄養塩類管理計画において栄養塩類増加措置の実施場所とされている終末処理場
- ② 流域別下水道整備総合計画において季節別処理水質(下水道法施行規則第1条の規定により別記様式第1に記載する季節別処理水質をいう。)が設定されている終末処理場
- ③ 放流先が海域である終末処理場(実質的に海域への放流と同等とみなせる感潮区間が放流先である場合も含む。)

2. 窒素含有量・りん含有量に関して放流水が適合すべき水質について

窒素・りんに関する水質環境基準(季別に水域類型が指定されている場合には各季における水質環境基準)の達成に悪影響を及ぼさないことを汚濁解析等により確認し、流域別下水道整備総合計画で設定されている計画処理水質に適合することを前提とした上で、事業計画(下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者が定める事業計画又は第25条の22第1項に規定する流域下水道管理者が定める事業計画をいう。以下同じ。)において窒素含有量・りん含有量に関する計画放流水質を設定する必要がある終末処理場においては、必要に応じて、放流水に含まれる栄養塩類を増加させる期間において、計画放流水質とは別に放流水が適合すべき水質について、事業計画における「処理施設調書」に記載することとする。

3. 生物化学的酸素要求量に関する放流水の水質検査について

栄養塩類の能動的運転管理を実施する場合、放流水に含まれる栄養塩類を増加させる期間においては、計画放流水質への適合を確認するために実施する放流水の生物化学的酸素要求量に関する水質検査について、硝化作用を抑制した状態で生物化学的酸素要求量を測定することができる。なお、通年で栄養塩類の能動的運転管理を実施する場合においても、同様とする。